

住吉区役所スクールソーシャルワーカー派遣実施要領

1 趣旨

不登校やいじめ等の生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等に関する専門的な知識や技術を用いて生徒の置かれている様々な環境に働きかけて支援を行う、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という。）を区内の学校へ派遣することで、課題の解決に向けた学校支援を行う。

また、スクールソーシャルワーカーに対し、専門的実践を行ううえでの指導・助言等を行うスーパーバイザー（以下、「SV」という。）についても必要に応じ設置する。

2 資格

(1) SSW

社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者で、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識や技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者。

(2) SV

社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者で、SSWとしての一定の実務経験を有するとともに、社会福祉士・精神保健福祉士におけるスーパーバイザーの認定講習等を受講しスーパービジョンを行うことができる者または、これと同等の能力と実績を有するとして住吉区長が認める者。

3 職務

(1) SSW

派遣する学校の校長及び教職員、またスクールカウンセラー等及び区役所、保健福祉センター等と連携し、概ね次の職務に従事する。

- ① 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者や児童・生徒、教職員等に対する支援、相談、情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動
- ⑥ 区役所、保健福祉センター、教育委員会等、関係機関が開催する会議への出席

(2) SV

- ①住吉区役所が区内の学校に派遣するSSWに対し、専門的実践を行ううえでの指導・助言等
- ②その他、スーパービジョンにおける住吉区役所との調整等

4 守秘義務

S S W及びS Vは、活動上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない等、その取り扱いに十分留意する。また、S S W及びS Vを退いた後も同様とする。

5 派遣等

S S Wの学校への派遣は、原則として週3回、1回6時間以内（休憩時間を除く）とする。S Vの実施については、原則として1ヶ月につき3回、かつ1回につき4時間以内とする。

6 派遣手続等

S S Wの派遣を希望する学校は、申請書（別紙）を住吉区役所教育文化課に提出する。S Vについては、S S Wと調整のうえ実施する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年11月27日から施行する。

(別紙)

スクールソーシャルワーカー派遣申請書

平成 年 月 日

学 校 名				
派遣要請の事由	<p>・該当する事由に○をしてください (複数可)</p> <p>不登校 いじめ 暴力行為 児童虐待 その他 ()</p> <p>・事前に SSWにお伝えする事があれば、自由に記入してください</p>			
派遣希望日	平成 年 月 日			
派遣希望時間	時 分 から 時 分 まで			
学校長氏名印	印			

区役所受付印	派 遣 日	平成 年 月 日
	派遣時間	時 分 から 時 分

スクールソーシャルワーカーの派遣（参考）

【初回】

派遣を希望する学校



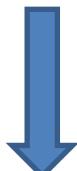
- ・派遣申請書の提出

住吉区役所教育文化課



- ・初回訪問日時等の調整

スクールソーシャルワーカー



- ・教職員等に対する支援、相談、情報提供
- ・必要に応じて、直接保護者や児童・生徒に対する相談、情報提供

派遣を希望する学校



- ・訪問時間等の報告

住吉区役所教育文化課

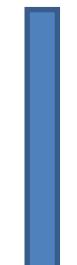
【2回目以降】

継続して派遣を希望する学校

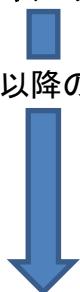


- ・初回派遣時に2回目以降の訪問日時等の調整

スクールソーシャルワーカー



- ・2回目以降の訪問日時等の連絡



- ・教職員等に対する支援、相談、情報提供
- ・必要に応じて、直接保護者や児童・生徒に対する相談、情報提

供

継続して派遣を希望する学校



- ・訪問時間等の報告

住吉区役所教育文化課